

---

さいたま市  
サーマルエネルギーセンター整備事業  
(リサイクルO)  
落札者決定基準

---

令和元年9月30日

さいたま市

## 目 次

---

第1章 落札者選定の手順	1
1 落札者決定基準の位置づけ	1
2 選定の手順	1
第2章 一次審査	4
1 参加資格要件の項目	4
第3章 二次審査	4
1 入札提案書類の確認	4
2 基礎審査	4
3 加点項目審査	4
4 開札及び入札価格の確認	6
5 総合評価	6
第4章 加点項目審査において審査する点	7
第5章 提案書に関するヒアリング	9
第6章 審査結果等の公表	9

---

## 第1章 落札者選定の手順

### 1 落札者決定基準の位置づけ

さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（リサイクル0）（以下「本事業」という。）を実施する事業者は、マテリアルリサイクル推進施設の運営に係る専門的な知識やノウハウ（管理運営能力等）を有することが必要となるため、落札者の決定に当たっては、入札価格だけでなく、提案内容によって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

この「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（リサイクル0） 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）は、さいたま市（以下「市」という。）が本事業を実施する落札者の募集・選定を行うに当たって、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、総合評価一般競争入札により落札者を選定するに当たって、要求水準書等の内容を踏まえ、入札参加者から提出された提案書等を客観的に評価する基準、方法等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

### 2 選定の手順

本事業における事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式に基づき、3頁の図に示す手順で実施する。

#### (1) 一次審査（入札参加資格確認）

市は、提出された参加資格審査申請書により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）について確認し、その結果を入札参加者の代表企業に対して通知する。

なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

#### (2) 二次審査

##### ア 入札提案書類の確認

市は、入札参加者から提出された提案書類がすべて揃っていることを確認する。提案書類の不備の場合は失格とする。

##### イ 基礎審査

市は、基礎審査として、業務遂行能力が確保されているか、提案書類に記載された内容が要求水準書等で示した条件を満たしているか確認する。

##### (ア) 業務遂行能力の確認

入札参加者の構成員の業務遂行能力について、企業の資力、信用力、債務返済能力等の各面から確認を行う。業務遂行能力に不安があり、かつ、代替信用補完措置（第三者による履行保証）が記載されていない場合は失格とする。

##### (イ) 提案書類の確認

提案書類に記載された内容について、要求水準書の要求水準を満たしていること、入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反がないことを確認する。

##### ウ 加点項目審査

##### (ア) 提案加点審査

さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業PFI等審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、提案書に記載された内容について、落札者決定基準に示す審査基準及び得点化方法に従って審査を行い、得点を付与する。

(イ) 価格点審査

審査委員会は、入札書に記載された金額について、落札者決定基準に示す得点化方法に従って得点を付与する。

エ 開札及び入札価格の確認

市は、「ウ (ア) 提案加点審査」終了後、入札書に記載された入札金額が入札書比較価格を超えていないことを確認する。この結果、入札金額が入札書比較価格を超える場合は失格とする。

オ 総合評価及び最優秀提案の選定

審査委員会は、提案加点審査及び価格点審査により、入札参加者の総合評価（合計得点）の最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、総合評価の最も高い提案が2以上ある場合は、当該入札参加者の提案加点審査の得点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。この場合において、提案加点審査の得点が同点である提案が2以上ある場合は、当該入札参加者によるくじ引きにより最優秀提案を決定する。

カ 落札者の決定

市は、審査委員会の選定結果を基に落札者を決定する。

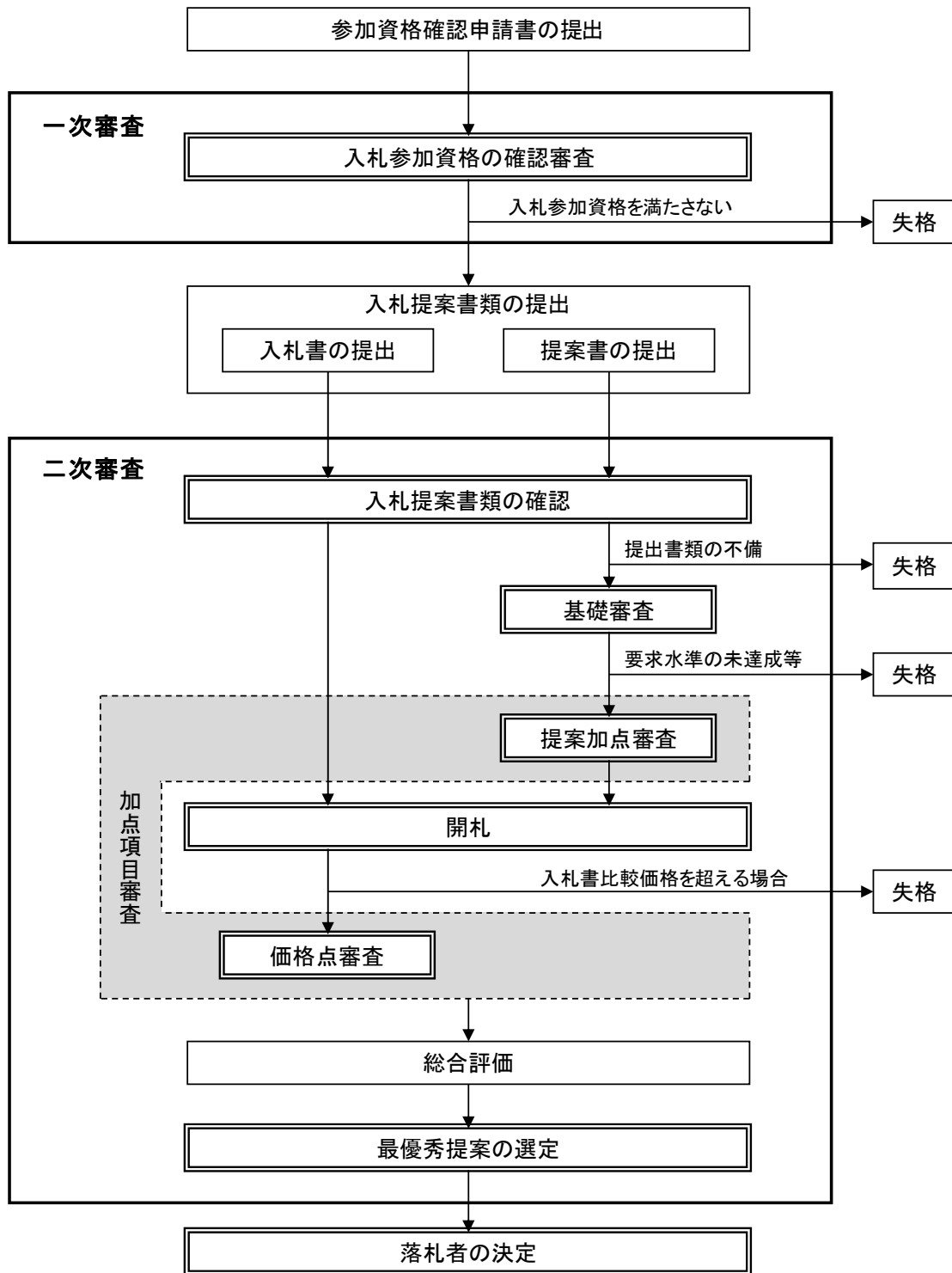


図 1-1 落札者決定の手順

## 第2章 一次審査

### 1 参加資格要件の項目

参加表明書と同時に提出される参加資格確認申請書を確認する。参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書受付締切日とする。

詳細については、入札説明書「第3章 入札参加に関する条件等」(p.9～12)を参照のこと。

## 第3章 二次審査

### 1 入札提案書類の確認

提出された入札提案書類がすべて揃っていることを確認する。

### 2 基礎審査

#### (1) 業務遂行能力の確認

入札参加者の構成企業の業務遂行能力について、企業の資力、信用力、債務返済能力等の各面から確認を行う。業務遂行能力に不安があり、かつ、代替信用補完措置(第三者による履行保証)が記載されていない場合は失格とする。

表 3-1 業務遂行能力の確認

評価指標	指標の視点	評価基準
自己資本比率	総資本のうち、自己資本の占める割合がどの程度あるか	直近の決算でマイナスでないこと
経常損益	事業活動において経常的に利益を生み出しているか	3期連続でマイナスでないこと
事業キャッシュフロー	事業活動において十分な資金を生み出しているか	3期連続で総額がマイナスでないこと
利払能力(事業損益+減価償却費)/支払利息・割引料	当該期にキャッシュで支払利息及び割引料を支払う能力を有しているか	直近の決算の値が1.0以上であること
有利子負債依存度(有利子負債/自己資本)	事業活動において、借入金等の負債に過度に依存していないか	直近の決算の値が100%未満であること
固定長期適合率(固定資産/固定負債+自己資本)	調達した資本が適切に運用されているか	直近の決算の値が100%未満であること

#### (2) 提案書類の確認

提案書類に記載された内容が、次に掲げる基礎審査項目を満たしていることを確認する。

ア 提案書の内容が要求水準書に示す要求水準をすべて満たしていること。

イ 入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

ウ 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

### 3 加点項目審査

#### (1) 加点項目及び配点

加点項目は、市が民間に創意工夫を期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

加点項目及び配点については、次の表のとおりである。なお、各加点項目における審査基準等の詳細については、「第4章 加点項目審査において審査する点」を参照のこと。

表 3-2 審査項目及び配点

審査項目				NO.	配点
大項目	中項目	小項目	細目		
1 事業方針に関する事項					<b>240点</b>
	(1) 基本方針及び組織体制			-	<b>190点</b>
	ア 基本方針			1	30点
	イ 組織体制		① 人員配置計画	2	50点
			② 障害者への配慮	3	40点
			③ 事業間連携・運営準備期間の計画	4	40点
	ウ 入札参加者の社会性・地域性			5	30点
	(2) 地域経済への配慮			-	<b>50点</b>
	ア 地元企業の活用と市内人材の雇用		① 地元企業の活用計画・市内人材の雇用計画	6	50点
2 運営・維持管理に関する事項					<b>300点</b>
	(1) 安全性に留意した施設運営			-	<b>140点</b>
	ア 安全性と安定稼働		① 安全確保	7	50点
			② 安定稼働	8	50点
			③ 作業環境管理基準・計画	9	40点
	(2) 環境への配慮			-	<b>30点</b>
	ア 環境保全		① 環境保全基準・計画	10	30点
	(3) 循環型社会への適合			-	<b>80点</b>
	ア 省資源・省エネルギーの取組み			11	30点
	イ 資源回収率の向上			12	50点
	(4) 施設の強靱化			-	<b>50点</b>
	ア 基本性能の維持			13	50点
3 事業計画に関する事項					<b>60点</b>
	(1) 経営計画・事業収支計画			-	<b>30点</b>
	ア 事業収支計画			14	30点
	(2) リスク管理方法			-	<b>30点</b>
	ア リスクの管理及び対処方法			15	30点
4 価格点					<b>400点</b>
	(1) 入札価格			-	<b>400点</b>
提案加点審査項目					<b>600点</b>
価格点審査項目					<b>400点</b>
合 計					<b>1,000点</b>

## (2) 提案加点審査における点数化方法

ア 提案加点審査項目においては、次の5段階評価による点数化方法により得点を付与する。

表 3-3 提案加点審査の採点基準

評価	評価の意味	点数化方法
A	当該評価項目において特に優れている	配点×100%
B	AとCの中間程度	配点×75%
C	当該評価項目において優れている	配点×50%
D	CとEの中間程度	配点×25%
E	要求水準は満たしているが、優れた提案はない	配点×0%

イ 各審査項目の評価点については、審査委員会の各委員が個別に行った評価の最大値及び最小値を除いた平均値とする。平均値を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。

ウ 上記の結果をもとに、各入札参加者の得点の合計を算出する。

## (3) 価格点審査における点数化方法

ア 価格点審査においては、入札価格（様式集、様式第14号に記載する金額をいう。）について、次の算定式により得点を付与する。得点は、小数第3位を四捨五入した値とし、税抜価格にて算定する。

表 3-4 価格点審査の算定式

$$\left( \text{価格点審査による得点} \right) = 400 \text{点} \times \left( \frac{\text{最も低い入札金額}}{\text{当該入札金額}} \right)$$

## 4 開札及び入札価格の確認

入札書に記載された入札金額が予定価格を超えていないことを確認する。なお、入札価格の確認のための開札は、加点項目審査の提案加点審査終了後、入札説明書に定めた方法により実施し、入札金額が予定価格を超えていない提案のみ価格点審査を行うこととする。

## 5 総合評価

加点項目審査により算出した各入札参加者の得点から、次の算定式により、各入札参加者の総合評価値を算出する。

表 3-5 総合評価値の算定式

$$\left( \text{総合評価値} \right) = \left( \text{提案加点審査の得点} \right) + \left( \text{価格点審査の得点} \right)$$



## 第4章 加点項目審査において審査する点

審査委員会は、提案加点審査項目について、採点基準に基づき審査を行い、5段階評価により得点を付与する。なお、各項目については、審査の視点に対して、各入札参加者の同種施設における過去の経験等を踏まえたより実現性の高い提案を高く評価する。

表 4-1 提案加点審査項目において審査する点

審査項目				NO.	審査の視点	配点
大項目	中項目	小項目	細目			
1 事業方針に関する事項						240点
(1) 基本方針及び組織体制						190点
ア 基本方針						30点
イ 組織体制						50点
① 人員配置計画						40点
② 障害者への配慮						40点
③ 事業間連携・運営準備期間の計画						30点
ウ 入札参加者の社会性・地域性						50点
(2) 地域経済への配慮						50点
ア 地元企業の活用と市内人材の雇用						50点
① 地元企業の活用計画・市内人材の雇用計画						300点
2 運営・維持管理に関する事項						140点
(1) 安全性に留意した施設運営						50点
ア 安全性と安定稼働						50点
① 安全確保						40点
② 安定稼働						30点
③ 作業環境管理基準・計画						80点
(2) 環境への配慮						30点
ア 環境保全						30点
① 環境保全基準・計画						30点
(3) 循環型社会への適合						50点
ア 省資源・省エネルギーの取組み						50点
イ 資源回収率の向上						50点
(4) 施設の強靱化						50点
ア 基本性能の維持						60点
3 事業計画に関する事項						30点
(1) 経営計画・事業収支計画						30点
ア 事業収支計画						30点
(2) リスク管理方法						30点
ア リスクの管理及び対処方法						30点

## 第5章 提案書に関するヒアリング

審査委員会は、提案書の審査及び評価を行うにあたり入札参加者に対し、ヒアリングを行う場合がある。なお、ヒアリングについては、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施する。

ヒアリングを実施する場合には、開催要領の詳細を別途通知する。

## 第6章 審査結果等の公表

審査結果等については、公表を行うとともに、入札参加者においては個別に通知する。